

評議員選任・解任委員会運営細則例（平成28年埼玉県公表評議員選任・解任委員会運営細則例示参照版）

- ※1 この評議員選任・解任委員会運営細則例（以下「本細則例」という。）は、平成28年に埼玉県が公表した評議員選任・解任委員会運営細則例示を参考にして、定款例に付随する規程の例として作成したものです。具体的な規定方法は、各法人の状況にあわせて検討する必要があります。
- ※2 本細則例は、1つの参考例です。法令、厚生労働省の関係通知及び定款に反しない範囲で、法人の判断で追加・削除・変更を行っても差し支えありません。ただし、各法人は、評議員選任・解任委員会の委員の選任・解任も含め、適正な手続きにより評議員の選任・解任を行っていることについて説明責任を果たす必要があることに留意してください（法第24条第1項、第45条の16第1項、定款第〇条第〇項（定款例であれば第3条第1項）、定款第〇条第〇項（定款例であれば第17条第1項））。
- ※3 各法人の他の内部規程との整合についても留意してください。
- ※4 別に記載するもののほか、本文中に＜＞（山かっこ表記）で示した部分については、選択肢として規定を列記しているものはそのいずれかを選択し、その他については法人によって追加して、それぞれ規定する必要がある事項です。
- ※5 本細則例は現時点の考え方を示したものであり、今後、変更することがあり得ます。（R7.4最終改正）

社会福祉法人〇〇 評議員選任・解任委員会運営細則

第1章 総則

（目的）

第1条 この細則は、社会福祉法人〇〇会（以下「当法人」という。）定款第〇条第〇項（定款例であれば第6条第3項）の規定に基づき、評議員選任・解任委員会（以下「委員会」という。）の運営について必要な事項を定めることを目的とする。

（任務）

第2条 委員会は、当法人の評議員の選任及び解任について審議し、決定する。

第2章 評議員選任・解任委員会の委員

（委員の選任又は選定）（注1）

第3条 評議員選任・解任委員会の委員（以下「委員」という。）の選任又は選定は、理事会の決議をもって行わなければならない。

2 定款第〇条第〇項（定款例であれば第6条第2項）に規定する＜例1：監事は、当法人の監事から選定する。例2：事務局員は、当法人の職員から選定する。例3：監事及び事務局員は、それぞれ当法人の監事及び当法人の職員から選定する。＞

（注1）理事長及び業務執行理事の選定（法第45条の13第3項、第45条の16第2項第2号）

にならない、既に一定の地位にある者に、その地位に付加して、更に一定の権限を有する地位を付与する場合を「選定」と称する。委員を法人の監事又は職員から選定する場合を想定しうるが、該当しない法人については、「選任又は選定」とあるのは「選任」として構わない（以下同じ。）。

定款第○条第○項（定款例であれば第6条第2項）に規定する監事及び事務局員を、それぞれ法人の監事及び法人の職員から選定することとする場合は、その旨を規定する一項を設け、これを第2項とすること。

（委員の任期）

第4条 委員の任期は選任又は選定後○年以内に終了する会計年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 定款で定めた委員が欠けた場合には、速やかに当該委員を補充するものとする。ただし、補欠として選任された委員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 前項の場合には、任期の満了又は辞任により退任した委員は、新たに選任又は選定された委員が就任するまで、なお委員としての権利義務を有する。
- 4 当法人の監事又は当法人の職員から選定された委員が、委員の任期中に、それぞれ当法人の監事又は当法人の職員でなくなった場合は、前二項の規定を準用する。この場合において、前項中「任期の満了又は辞任により退任した委員」とあるのは「任期の満了又は辞任により当法人の監事を退任した委員及び定年、任期の満了又は辞職により当法人を退職した委員」と読み替えるものとする。（注2）

（注2）前条に第2項を設け、委員会を構成する監事又は事務局員を、それぞれ法人の監事又は法人の職員から選定することとする場合は、当該委員は、法人の監事又は法人の職員の資格を基礎として選定される委員であるから、法人の監事又は法人の職員の資格を喪失した場合は、委員の資格も喪失するので、この場合の措置について規定する一項を設け、これを第4項とすること。

（外部委員の資格等）

第5条 次に掲げる者は、定款第○条第○項（定款例であれば第6条第2項）に規定する委員会の外部委員となることができない。

- (1) この法人の設立者、評議員、役員（理事及び監事）＜、会計監査人＞並びに職員
- (2) この法人の理事長及び常勤の理事であった者（職員を兼ねた理事を含む。）並びに職員であった者（退職後1年未満の職員に限る。）
- (3) (1)及び(2)に掲げる者と特殊な関係がある以下の者
 - イ その配偶者又は三親等以内の親族
 - ロ (1)に掲げる者のうち評議員及び役員と社会福祉法施行規則（昭和26年厚生省令第28号）に規定する特殊の関係がある者
 - ハ (1)に掲げる者のうち設立者＜、会計監査人＞及び職員並びに(2)に掲げる者とロに規定する特殊の関係がある者に準ずる者
- (4) 暴力団員等の反社会的勢力の者

（解任）

第6条 委員が次のいずれかに該当するときは、理事会の決議によって、当該委員を解任することがで

きる。ただし、理事会は、決議前に当該委員以外の委員の意見を徴するものとする。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

2 理事会は、前項により委員を解任しようとする場合には、当該委員に対し、解任理由を明確に提示し、聴聞の機会を与えるものとする。

(報酬及び交通費実費の支給)

第7条 委員の報酬は<例1：無報酬 例2：日額〇〇円>とする。

2 委員がその職務を行うために要する交通費について、実費を弁償することができる。

3 <例1：前項に規定する交通費の弁償 例2：前2項に規定する報酬の支給及び交通費の弁償>については、<例1：役員等の報酬等の支給の基準に規定する費用弁償の方法 例2：それぞれ、役員等の報酬等の支給の基準に規定する報酬等の支給及び費用弁償の方法>に準じて行う。

第3章 評議員選任・解任委員会

(招集)

第8条 委員会は、理事会の決定に基づき、理事長が招集する。

2 委員会を招集するには、理事長は、委員会開催の日時、場所及び目的を記載した書面により、委員会の日の1週間前までに各委員に通知しなければならない。ただし、委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(委員長)

第9条 委員の中から委員長1名を互選する。

2 委員長は、委員会の会務を総理する。

(評議員の選任) (注3)

第10条 評議員の選任は、以下の各号の手続を経るものとする。

- (1) 理事長は、理事会の決定による「評議員選任候補者推薦書」を委員会に提出し、選任候補者の推薦の提案を行う。
- (2) 理事長は、前号の提案を行う場合は、定款第〇条第〇項（定款例であれば第6条第4項）に定める、当該候補者が「評議員として適任と判断した理由」のほか、「評議員選任候補者推薦書」記載事項について、説明をしなければならない。
- (3) 委員会は、理事会の決定による「評議員選任候補者推薦書」について審議を行い、評議員の選任について決議を行う。

2 「評議員選任候補者推薦書」は、別記第1号様式のとおりとする。

(注3) 本細則例は評議員の選任候補者の推薦の提案にあたり、理事会が別記第1号様式「評議員選任候補者推薦書」を提出し、委員会への説明資料、さらに委員会の審議資料とすることとしています。これは委員会の運営を適正に行うために便宜的に用意した様式となります。

各法人で本様式を必要としない場合には、下記の条文を規定することにより本様式を使用しないこともできます。

第10条 評議員の選任は、以下の各号の手続を経るものとする。

- (1) 委員会への評議員の選任候補者の推薦の提案は、理事会の決定に基づき、理事長が行う。
- (2) 理事長は、前号の評議員の選任候補者の推薦の提案を行う場合において、定款第〇条第〇項（定款例であれば第6条第4項）に定める「当該者が評議員として適任と判断した理由」を説明するときは、次に掲げる事項を説明しなければならない。
 - イ 経歴（他の団体における兼職状況を含む。）
 - ロ 社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者であると判断した理由
 - ハ 評議員の欠格事由、兼職禁止、特殊関係者及び反社会的勢力の者に該当しないことの確認結果
- (3) 委員会は、評議員の選任候補者について審議を行い、評議員選任の決議を行う。

（補欠の評議員の選任）

第11条 委員会は、定款第〇条（定款例であれば第5条）に定める評議員の定数を欠くこととなるときに備えて、評議員の選任と同時に補欠の評議員を選任することができる。

- 2 補欠の評議員を複数選任する場合は、補欠の評議員相互間の優先順位を定めなければならない。
- 3 補欠の期間は、同時に選任する評議員の任期満了までとする。

（評議員の解任）

第12条 評議員の解任の提案を行う場合には、定款第〇条第〇項（定款例であれば第6条第4項）に定める「当該者が評議員として不適任と判断した理由」のほか、次の事項を説明しなければならない。

- (1) 理事会が調査・確認した事実の内容
- (2) 当該者の意見陳述がある場合には、その内容

（決議）

第13条 定款第〇条第〇項（定款例であれば第6条第5項）に規定するもののほか、委員会の決議は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 代理人による議決権の行使又は書面による議決権の行使は行うことができない。
- (2) 評議員を選任し、又は解任する議案を決議するに際しては、各候補者又は各評議員ごとに定款第〇条第〇項（定款例であれば第6条第5項）の決議を行わなければならない。
- (3) 評議員を選任する場合において、評議員の候補者の合計数が定款第〇条（定款例であれば第5条）に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

（議事録）

第14条 委員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 開催日時及び場所

- (2) 委員の現在数、出席者数及び出席者氏名
 - (3) 審議事項及び議決事項
 - (4) 議事の経過及びその結果
- 2 議事録には、委員長が記名押印する。
- 3 議事録は、議案書及び報告書並びにそれらの説明のための参考資料を添付して、委員会の日から10年間保存しておかなければならない。

(理事会への報告)

第15条 委員長は、審議の結果を理事会に報告しなければならない。

第4章 雑則

(事務局)

第16条 委員会の庶務的事項は当法人の事務局において行う。

(細則の改廃)

第17条 この細則の改廃は、理事会の決議を経て行うものとする。

附 則

- 1 この細則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 社会福祉法の一部を改正する法律の附則第9条の規定により、あらかじめ行わなければならない評議員の選任は、この細則の例により行う。
- 3 法人は、施行日前に、あらかじめ、第3条の規定の例により委員を選任しておくものとする。
- 4 前項の規定による委員の選任は、施行日においてその効力を生ずる。この場合において、第4条第1項の規定の適用については、同項中「選任後」とあるのは「社会福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第21号）の施行の日以後」とする。

(別記第 1 号様式)

社会福祉法人〇〇〇会 評議員選任候補者推薦書

氏 名	生年月日	住所	職業 (他の団体における 兼職状況を含む。)	社会福祉法人の適正な運営に 必要な識見を有する者である と判断した理由	親族その他特殊関係の有無		
					他の各評議 員との関係	他の各役員 との関係	租特令上の 親族等
					該当なし	該当なし	該当なし 該当あり
					該当なし	該当なし	該当なし 該当あり
					該当なし	該当なし	該当なし 該当あり
					該当なし	該当なし	該当なし 該当あり
					該当なし	該当なし	該当なし 該当あり
					該当なし	該当なし	該当なし 該当あり
					該当なし	該当なし	該当なし 該当あり

全候補者が、欠格条項及び暴力団員等反社会的勢力の者に該当しないこと、並びに当法人の理事、監事又は職員を兼ねることとはならないことを確認済みです。

注意事項

1. 「職業」の欄に記載すべき「他の団体における兼職状況」とは、次の事項をいいます。

- ①他の社会福祉法人でない法人の「役員」、「業務執行社員」又は「職員」である場合は、その「法人の名称」及びその「役員」、「業務執行社員」又は「職員」である旨。
- ②他の権利能力なき社団の「代表者」、「役員」、「管理人」、「業務執行社員」又は「職員」である場合は、その「団体の名称」及びその「代表者」、「役員」、「管理人」、「業務執行社員」又は「職員」である旨。
- ③他の社会福祉法人の「評議員」、「理事」、「監事」又は「職員」である場合は、その「法人の名称」及びその「評議員」、「理事」、「監事」又は「職員」である旨。
- ④国の機関、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、地方独立行政法人、特殊法人又は認可法人の「職員」である場合（但し、国会議員及び地方公共団体の議会の議員である者を除く。）は、その「団体の名称」及びその「職員」である旨。

2. 「親族その他特殊関係の有無」の欄のうち、「他の各評議員との関係」又は「他の各役員との関係」において親族その他特殊関係が有る場合は評議員になれないので、該当のない候補者を記入し、「親族その他特殊関係の有無」の欄のうち、「他の各評議員との関係」及び「他の各役員との関係」について確認した結果を示す欄には、いずれも「該当なし」と記載してください。

3. 「親族その他特殊関係の有無」の欄のうち、「租特令上の親族等」について確認した結果を示す欄には、「該当なし」又は「該当あり」のいずれかを記載してください。「該当あり」となる者がいる場合には、欄外に、下記の例のように、法令に反しない理由を記載してください。

記（例）

〇〇氏と〇〇氏は、「租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号に規定する親族等」に該当しますが、その合計数が法令に定める上限を超えるものではありません。

4. 欠格条項若しくは暴力団員等反社会的勢力の者に該当する場合、又は当法人の理事、監事若しくは職員を兼ねることとなる場合は評議員になれないので、これらに該当しない候補者を記入し、欄外に、「全候補者が、欠格条項及び暴力団員等反社会的勢力の者に該当しないこと、並びに当法人の理事、監事又は職員を兼ねることとはならないことを確認済みです。」と記載してください。

5. 租税特別措置法第 40 条の適用を受けない法人については、各候補者について「租特令上の親族等」の欄の記載は不要です。

